

平成 25 年の定期監督等実施結果

平成 26 年 4 月
青梅労働基準監督署

平成 25 年青梅労働基準監督署実施結果

製造業，商業において違反率が高い。

労働時間，割増賃金，労働条件明示に関する違反率が高い。

建設業において機械・設備等の危険防止措置に関する違反件数が多い。

* 『定期監督等』

過去の監督指導結果，各種の情報，労働災害報告等を契機として，労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のこと。

1 定期監督等の実施状況・違反率

	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年
実施件数	331 件	398 件	530 件
違反率	75.2%	74.6%	76.2%

2 業種別の実施状況（*実施件数が15件以上の業種に限る）

実施件数(違反率)	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年
製造業	93 件 (84.9)	88 件 (80.7)	139 件 (83.5)
建設業	67 件 (62.7)	117 件 (68.4)	191 件 (68.1)
運輸交通業	20 件 (70.0)	16 件 (81.3)	- - - - -
商業	94 件 (84.0)	92 件 (72.8)	51 件 (86.3)
保健衛生業	- - - - -	40 件 (67.5)	69 件 (84.1)
接客娯楽業	- - - - -	24 件 (83.3)	22 件 (81.8)
その他の事業	- - - - -	- - - - -	26 件 (65.4)

3 使用停止等処分件数

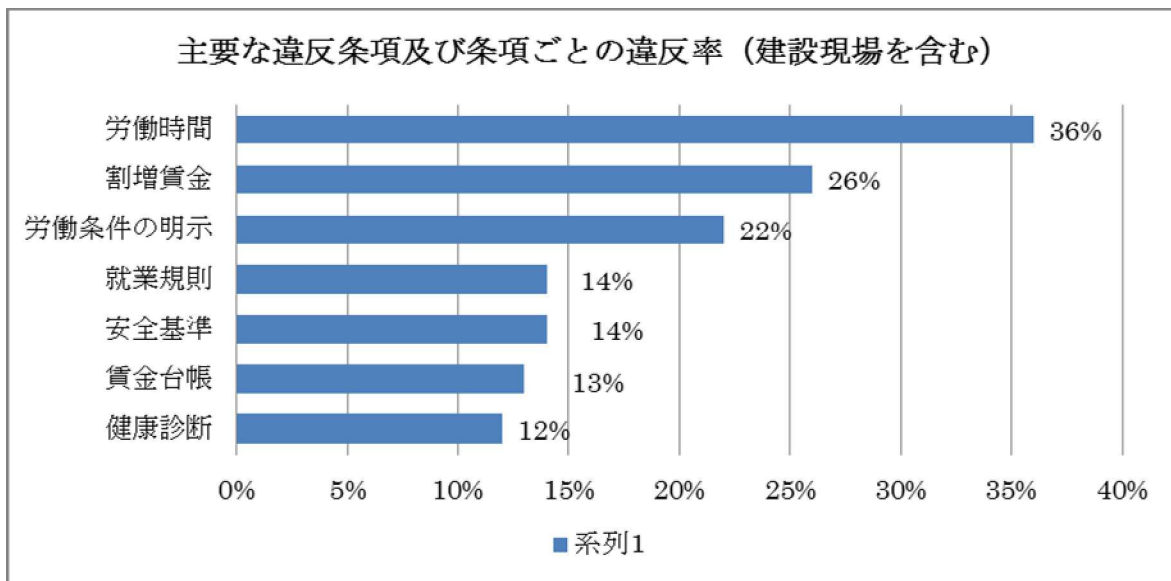
	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年
措置件数	18 件	42 件	45 件

* 『使用停止等』

労働者を就業させる事業の建設物，寄宿舍あるいは設備，原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に，労働災害を未然に防止する見地から，事業者に対し，機械設備等の使用停止，作業停止，労働者の立入禁止等を労働基準監督署長が命じるもの。

4 主要な法違反

主要な違反条項及び条項ごとの違反率（建設現場を含む）



5 業種別違反状況（* 定期監督等件数の多い5業種に限る）

商業（違反率は商業に占める比率）

違反項目	違反件数	違反率
労働時間	40件	42.6%
割増賃金	40件	42.6%
労働条件明示	27件	28.7%
就業規則	22件	23.4%

製造業（違反率は製造業に占める比率）

違反項目	違反件数	違反率
労働時間	45件	48.4%
労働条件明示	29件	31.2%
割増賃金	26件	28.0%
健康診断	21件	22.6%

建設業（違反率は建設業に占める比率）

違反項目	違反件数	違反率
安全基準	18件	26.9%
注文者	6件	9.0%
労働時間	4件	6.0%
割増賃金	4件	6.0%

運輸交通業（違反率は運輸交通業に占める比率）

違反項目	違反件数	違反率
労働時間	12件	60.0%
割増賃金	6件	30.0%
労働条件明示	4件	20.0%

条文別違反事業場の割合

関係法令	違反件数 (違反率)
労働基準法	
15条 労働条件明示	73 (22.1%)
24条 賃金不払	15 (4.5%)
32・40条 労働時間	120 (36.3%)
37条 割増賃金	86 (26.0%)
89条 就業規則	46 (13.9%)
108条 賃金台帳	43 (13.0%)
最低賃金法	
4条 最低賃金	22 (6.6%)
労働安全衛生法	
12条 衛生管理者	5 (1.5%)
14条 作業主任者	13 (3.9%)
17～19条 安全衛生委員会等	6 (1.8%)
20～25条 安全基準	46 (13.9%)
20～25条 衛生基準	12 (3.6%)
30・31条 特定元方事業者・注文者	22 (6.6%)
45条 定期自主検査	16 (4.8%)
61条 就業制限	5 (1.5%)
65条 作業環境測定	8 (2.4%)
66条 健康診断	40 (12.1%)
じん肺法	
8条 定期健康診断	5 (1.5%)